

自己点検・評価 様式(平成26年度実施)

大学名 名城大学
研究科・専攻名 薬学研究科・薬学専攻
入学定員 4 名

○ 入学者数、在籍学生数

※入学のコースを別に設けている大学は、コース別に記載すること。

※「旧4年制薬学部出身」は、平成17年度以前に薬学部に入学者を指す。

・入学者数

平成24年度：9名

内訳：6年制薬学部出身 4名（内社会人0名、留学生 名）
4年制薬学部出身 名（内社会人 名、留学生 名）
旧4年制薬学部出身 5名（内社会人4名、留学生 名）
薬学部以外出身 名（内社会人 名、留学生 名）
その他 名

平成25年度：10名

内訳：6年制薬学部出身 2名（内社会人0名、留学生 名）
4年制薬学部出身 名（内社会人 名、留学生 名）
旧4年制薬学部出身 8名（内社会人8名、留学生 名）
薬学部以外出身 名（内社会人 名、留学生 名）
その他 名

平成26年度：6名

内訳：6年制薬学部出身 4名（内社会人1名、留学生 名）
4年制薬学部出身 名（内社会人 名、留学生 名）
旧4年制薬学部出身 2名（内社会人2名、留学生 名）
薬学部以外出身 名（内社会人 名、留学生 名）
その他 名

・在籍学生数（平成26年5月1日現在） 25名

○「理念とミッション」、「アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー」と実際に行われている教育との整合性

6年制薬学部教育は医療人として質の高い薬剤師の養成を主目的としており、その上に設置される薬学研究科では、医療の現場における臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした高度な専門性や優れた研究能力を有する薬剤師等の養成に重点をおいた臨床薬学・医療薬学に関する教育研究を行うことが設置目的とされている（薬学系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告：平成21年3月23日）。本研究科の理念とミッションは、この設置目的に照らし合わせても相応しており、評価できる。

アドミッションポリシーにおいて、本研究科は、薬学のスペシャリストの養成を人材養成目的としていることから、入学者には、国民の健康維持・増進にかかわる薬学の幅広い知識、科学的視点から問題を発見し、独創性、創造性をもって論理的に解決する能力、医療人として相応しい倫理観と人間性、薬剤師の新しい職能の開拓・発展に貢献できる能力を求めており、専門性の高い薬剤師・高度な臨床研究推進者の育成にあたって、その基盤となる能力を求めている点で評価できる。また、本研究科の専修分野が学部教育のテーマを発展させたものに相当し、学部教育と大学院教育の連続性が確保されている点も評価できる。

カリキュラムポリシーにおいて、本研究科は、薬学のスペシャリストの養成を人材養成目的としていることから、薬剤師としての能力養成のみならず、高度な臨床研究を推進できる能力養成も謳っている点は評価できる。また、アドミッションポリシーとカリキュラムポリシーが関連しており、人材養成目的に沿った一貫した教育・研究体制を構築する姿勢が伺える点でも評価できる。

ディプロマポリシーにおいては、本研究科は6年制薬学部卒業生の入学が主であると考えているが、薬剤師免許を持たない学生、他学部・他研究科卒業生の入学も想定しており、平成25年度より、非薬学系分野の出身者を対象に医療薬学の基礎となる知識を身につけることを目的とした基礎薬学特論を開講している。

本研究科では以上のように、学生に本研究科の人材養成目的を十分理解させたうえで、環境衛生科学分野、医療情報科学分野、病態解析科学分野、薬物治療科学分野、薬物動態科学分野の5つの専攻分野において、独創的で創造的な高い研究力及び高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストを養成するという姿勢で教育が実践している。特に薬剤師免許を持つ学生は、臨床に精通した薬学研究者や、チーム医療を実践でき職能開拓・発展に指導的に貢献できる臨床薬剤師として、薬剤師免許を持たない学生は、医薬品の研究開発・大学における研究者として活躍できる教育を実践している。

○ 入学者選抜の方法

アドミッションポリシーに従って、本薬学研究科にて教育を受けるにふさわしい適性と能力を確認するため、以下の試験を行う。評価方法はA・B・C・Dの総合評価とする。

① 推薦入学試験

本学薬学部にて在学する6年次学生で、5年次までの成績が原則として学年の上位3分の1以内の席次で、高い研究意欲を持ち、指導教員の推薦が得られる学生、及び他大学6年制薬学部にて在学している6年次学生で、優れた研究成果を上げ、所属する大学の指導教員または学部長（学長）の推薦が得られる者について、推薦入学試験を実施する。これまでの研究成果、博士課程における研究・学習計画を中心とした口述試験を実施して評価する。

② 一般入学試験

出願資格のいずれかの条件を満たしている者を対象として実施する。専門科目試験に係わるこれまでの研究成果、博士課程における研究・学習計画を中心とした口述試験及び外国語（英語）試験を実施して評価する。

③ 外国人留学生入学試験

出願資格のいずれかの条件を満たし、さらに出入国管理法及び難民認定法において、本学入学に支障のない在留資格（留学）を有する者、又は得られる者で、日本語に習熟し、受講ならびに日常生活に困難のないことを条件とし、本薬学研究科の出願資格確認を受けた者を対象に実施する。専門科目試験に係わるこれまでの研究成果、博士課程における研究・学習計画を中心とした口述試験及び日本語、外国語（英語）試験を実施して評価する。

④ 社会人入学試験

出願資格のいずれかの条件を満たし、さらに下記のいずれかの条件を満たした者を対象に実施する。

- (イ) 6年制大学を卒業又は大学院修士課程を修了して1年以上の実務経験を経た者で、本研究科の出願資格確認を受けた者
- (ロ) 4年制大学の薬学部を卒業して3年以上の実務経験を経た者で、本薬学研究科の出願資格確認を受けた者
- (ハ) 本薬学研究科が特に認めた者で、出願資格確認を受けた者

専門科目試験に係わるこれまでの研究成果、博士課程における研究・学習計画を含む研究事項、職務及び社会活動等を中心とした口述試験及び外国語（英語）試験を実施して評価する。

○ カリキュラムの内容

教育方法の基本は、自立した薬学研究者として社会で活躍できる能力、資質、姿勢、素養を身につけることであり、特論科目をはじめ、それぞれの授業科目においては、当該学生の指導教員だけでなく、複数の教員による教育研究指導体制を基軸とした教育方法により指導を行う。授業科目の履修に際しては、学生は指導教員と相談して、学修計画を立て、学生が志向する将来の進路に最適と考えられる授業科目の選択、研究指導の進め方等について確認した上で、履修科目を決定する。

本研究科における教育課程は、専門科目と関連科目に区分し、専門科目には、学生の学位論文作成に直接係わる専修科目として「特論」科目と、学生が4年間にわたり学位論文作成のために行う実験・実習及び研究指導を行う「特殊研究」科目（Ⅰ～Ⅳ）を配置して、これを一つの専修分野として構成する。本研究科では、①食品をはじめとして化学物質や環境が生体に及ぼす影響を扱う環境衛生科学分野、②医薬品の副作用や経済性などを含め医療行為全般の問題点を扱う医療情報科学分野、③病態を理解し疾病の内的外的要因を明らかにする病態解析科学分野、④医薬品の有効性・安全性を疫学的・科学的に実証・解明する薬物治療科学分野、⑤薬物の体内動態を理解し、DDSの開発研究を進める薬物動態科学分野の5専修分野において、博士課程にふさわしい高度な薬学教育研究を展開する。

各専修分野には、1つの特論を開講するが、指導教員が所属する専修分野の特論（主専修科目という）及び、他の専修分野から2科目以上（関連科目を含む）の特論を選択履修し、合計3科目、10単位以上を修得することとする。特論は、毎週土曜日の午前（1・2時限）、午後（3・4時限）に各特論科目1科目（4単位）を開講され、3年次前期までに10単位以上を履修することができるように配置している。各専修分野の特殊研究Ⅰ～Ⅳ（各5単位）は、実験・実習から構成されており、毎週月曜日から土曜日に開講し、学位論文の作成に結び付く成果が得られるように配慮された環境の下で、進めるものとする。

関連科目（各2単位）としては、臨床現場での最新の研究成果の習得や高度医療の現場で研鑽を積む機会を提供する6ヶ月間の「臨床薬学研修」、臨床現場において外国人患者とスムーズにコミュニケーションができれば専門的な医療英語を修得するための「医療英語特論」、先進的な臨床薬学教育が展開されている米国協定大学薬学研究科での2週間の「海外臨床研修」を設定している。また平成25年度より、非薬学系分野の出身者を対象に医療薬学の基礎となる知識を身につけることを目的とした基礎薬学特論を、主にかんプロフェSSIONALコース生を対象に臨床腫瘍学特論を開講し、平成26年度にかん薬物療法学特論、27年度に緩和医療学特論を開講することとしている。

特論科目・関連科目については、いずれの科目においても複数の教員によるオムニバス形式を採用しており、異なる研究分野のアプローチにより専修分野の学術的内容を総合的に教授する。高い研究能力を有する薬剤師になるためには多様な知識や情報が求められる一方で、研究分野を深化させる必要がある。オムニバス形式による特論は、専修分野を構成する多様な研究分野からの刺激によって発想の転換を導き、従来とは異なるアプローチを見出すためにも効果的であり、これを基軸とした教育方法を展開していくことで本薬学研究科の人材養成目的にかなう薬学のスペシャリストを養成する。

また、高度な研究を進めるうえで、関連周辺領域に關与する他領域の教員の協力も得ることは、極めて有意義と考えており、特殊研究においても指導教員を軸とする責任体制を明確にした上で、副指導教員 1 名を配置し、指導に当たるものとしている。

・資料1:シラバス

[..¥添付書類¥授業科目の概要\(シラバス1\).pdf](#)

[..¥添付書類¥授業科目の概要\(シラバス2\).pdf](#)

・資料2:教育課程の概要(様式第2号)

[..¥添付書類¥\(様式第2号その2の1\)教育課程の概要 .pdf](#)

・資料3:履修モデル

[..¥添付書類¥履修モデル.pdf](#)

○ 全学生の研究テーマ

- ・気液界面細胞培養系を応用した肺粘膜表面における吸入粉末剤の局所作用に関する研究
- ・ヒト吸入パターン再現装置を用いた吸入エアゾール剤の吸入特性解析
- ・地域包括ケアにおける医薬品適正使用に関する研究
—ジェネリック医薬品による生活の質(QOL)への影響—
- ・ β -ナフトフラボンによるラット脳内UDP-グルクロン酸転移酵素の発現変動
- ・保存安定性に優れた遺伝子粉末剤の賦形剤探索
- ・抗精神病薬によるメタボリックシンドロームの発症機序の解明:アディポカイン産生・分泌機構からのアプローチ
- ・薬学の発展に関する史的研究
- ・統合失調症の発症脆弱因子の探索と治療薬の評価
- ・Mycobacterium aviumにおけるmmpL遺伝子の保有と薬剤感受性との関係
- ・抗悪性腫瘍製剤腹腔内投与後の体内動態に関する研究
- ・医療用麻薬の適正使用の推進とそれに影響を及ぼす因子の検討
- ・治療抵抗性統合失調症治療薬クロザピンの副作用対策に関する研究
- ・神経変性および発がん過程における化学物質の影響に関する分子毒性研究
- ・乳酸グリコール酸共重合体(PLGA)マイクロ粒子製剤の物性評価に関する研究
- ・愛知県がんセンター中央病院におけるフェンタニル貼付剤の使用状況
—オピオイドローテーションの実態調査—
- ・氷のビーズを用いた難溶性薬物結晶の粉碎に関する研究
- ・血液腫瘍患者における支持療法に関する研究
- ・クリニカルクエスションからのプロトコール作成と予備的検討
—GBS陽性例に対する除菌の現状と問題点を例に—
- ・薬物性腎障害の原因薬物の物理化学的性質データの特徴

○ 医療機関・薬局等関連施設と連携した教育・研究内容

臨床現場において指導者として活躍できる専門性の高い臨床薬剤師を育成するため、藤田保健衛生大学医学部・大学院医学研究科・同病院、愛知医科大学医学部・大学院医学研究科・同病院と連携し、臨床薬学研修を行う。また、名古屋大学大学院医学系研究科と学術交流協定を締結し、附属病院での研修を含めて、相互の教育課程を履修できる体制を構築中である。

○ 学位審査体制・修了要件

本薬学研究科博士課程では修了要件を、「4年以上在学し、本薬学研究科の履修方法により授業科目を履修し、30単位以上を修得すること。更に必要な研究指導を受けた上で、博士の学位論文の審査及び試験に合格すること。」と定めている。

研究科委員会では、学位審査基準として次の3点を基準として判定する。

1. 学位論文の評価の視点は、新規性に富み、専門分野において一定の学術レベルを有する価値ある内容であるとし、学位論文そのものの内容ならびに学位論文の基礎となった既発表論文により、新規性とレベルを判定する。
2. 研究能力の評価の視点は、以下の2点とする。
 - 1) 審査委員会のある学術誌に掲載されたか、もしくは掲載を受理された報文1報以上をもって作成したものであること。
 - 2) 発表論文についてはFirst Authorとなっていることが望ましい。
3. 高度かつ広範囲の専門知識の視点として、学位論文審査発表会時の質疑応答により判定する。

研究科委員会は、論文内容に関連する研究指導教員のうちから、3名以上の審査委員（内1名は主査）を選出し、審査委員会を設ける。審査委員会は研究科委員会のメンバーの参加のもと、公開の論文発表会を開催し、学位論文の内容、プレゼンテーション能力等の審査を行うとともに、学位論文に関連する科目についても口頭または筆答による試験・試問を行う。なお、公開の論文発表会は口頭発表1時間とし、そのうち約30分間を説明に、約30分間を質疑応答にあてるものとする。

○ 修了者の進路の基本的な考え方(※新規事項)

修了者の進路について、完成年度を迎えていない現時点では、ディプロマポリシーの中に記載された以下の3点を想定している。

- ① 薬剤師として、高度な専門性と技術・指導力を備え、新しい職能開拓・発展に指導的に貢献する
- ② 医療に携わる研究者・薬剤師として、独創的で創造的な臨床研究により医療の発展に貢献する
- ③ 薬学研究者として、人類の健康維持・増進のために薬学領域における学術の高度化に貢献する

すなわち、薬剤師免許を持つ学生は、臨床に精通した薬学研究者や、チーム医療を実践でき、職能開拓・発展に指導的に貢献できる臨床薬剤師として、また薬剤師免許を持たない学生は、医薬品の研究開発・大学における研究者として活躍できるよう、教育・指導を展開している。

ホームページのリンク先

http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_pharmacy/